

葛飾区緊急雇用対策介護人材キャリアアップ助成金

令和4年12月6日～

職員が以下の研修を受講し、その費用を負担した葛飾区内の介護サービス事業所等に、助成金を交付します。回数は、職員1人につき各研修1回です。

対象となる研修	上限額	補助率
生活援助従事者研修	60,000円	10/10
介護職員初任者研修	90,000円	
介護福祉士実務者研修（※）	100,000円	

※介護福祉士実務者研修は、上限額と補助率を変更しました。

1 対象となる費用

研修に要した費用のうち、入学金、受講料及び教材に要する経費

2 対象となる職員の要件

- ① 研修修了後、勤務を継続していること。
- ② 研修修了後に勤務を開始した場合、勤務開始日が研修修了から3か月以内であること。
- ③ 対象の研修を令和3年4月1日以降に受講していること。
- ④ 他の制度による助成を受けていないこと。

3 申請に必要な書類

- ① 葛飾区緊急雇用対策介護人材キャリアアップ助成交付申請書（第1号様式）
- ② 対象人材に係る就労証明書（第2号様式）
- ③ 対象となる研修の修了証明書（コピー可）
- ④ 研修に要した費用がわかる領収書（コピー可）
- ⑤ 対象となる職員が費用を立て替えて支払った場合、職員が事業所から支払いを受けたことが確認できるもの（任意様式）
- ⑥ 対象となる職員の本人確認書類（健康保険証・運転免許証等、氏名・生年月日・住所が記載されたもの。コピー可）

4 その他

- ・助成金の交付を受けた場合、仕入税額控除の報告が必要です。翌年度以降、区から依頼します。（0円の場合もその旨の報告が必要です。）
- ・今後の施策に役立てるため、区から調査等をお願いすることがあります。
- ・助成金の先払いが必要な場合は、事前に下記担当へご相談ください。

5 担当

葛飾区福祉部介護保険課管理係
電話 5654-8443（直通）

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1（区役所2階201番窓口）
Email: 073000@city.katsushika.lg.jp